

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 18 日（木）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（内閣提出第 37 号）

- ・木原防衛大臣、赤澤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立憲、維教、公明 反対—共産）

（質疑者）屋良朝博君（立憲）、新垣邦男君（立憲）、渡辺周君（立憲）、重徳和彦君（立憲）、浅川義治君（維教）、岩谷良平君（維教）、赤嶺政賢君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

屋良朝博君（立憲）

（1） 防衛・風力発電調整法案

- ア 風力発電設備の設置者と防衛省との協議を法制化する理由
- イ 自衛隊等使用電波障害原因になると認められる案件数の見通し
- ウ 電波障害防止区域の指定に係るガイドラインの有無及び当該区域を公表する時期
- エ 当該区域の指定に当たっての在日米軍との調整方法
- オ 風力発電設備の設置に係る手続を許可制ではなく届出制とした理由
- カ 自衛隊等のレーダーと風力発電設備との調整を行うための規制を電波法ではなく本法案によることとした理由

（2） 沖縄県うるま市の陸自訓練場建設計画

- ア 当該計画に対し地元の理解が得られなかった理由及び断念に至ったことに対する政治的・道義的責任についての木原防衛大臣の所見
- イ 次の用地候補の有無
- ウ 次の用地が選定された場合に説明の対象となる地元関係者
- エ 防衛省が次の用地候補を公表した段階においては当該用地の地元の首長は了承済みであるとの認識の当否
- オ 事業の実現可能性を担保するための要件及びこの要件に地元の合意が含まれるか否かについての財務省の見解
- カ 沖縄本島における訓練場建設を断念する必要性
- キ 訓練場建設のために計上された予算の国庫返納を財務省が防衛省に要求する必要性

新垣邦男君（立憲）

（1） 沖縄県民の民意に反する陸自訓練場建設計画はうるま市での計画に限らず必ず破綻するとの考えに対する木原防衛大臣の見解

（2） 防衛・風力発電調整法案

- ア 政府を挙げて再生可能エネルギーの促進に努めている中で風力発電の設置を規制する本法案を提出する適切性
- イ 風力発電事業を所管する経済産業省との共管ではなく防衛省が単独で本法案を所管することとした理由
- ウ 自衛隊等使用電波障害原因となる風力発電設備の設置工事の制限期間を 2 年間とした理由
- エ 沖縄県内で現に電波の伝搬障害が生じている事案又は過去に国内で伝搬障害が生じる可能性のあ

- る計画が浮上した事実の有無
- オ 沖縄県内で電波障害防止区域に指定されることになる面積の見通し
- (3) 在沖米軍基地騒音問題
- ア 米軍普天間飛行場においても嘉手納飛行場と同様に運用指示書が発出されている事実の有無
- イ 米軍による航空機騒音規制措置の厳格な適用に向けて米側に協議を申し入れる必要性
- (4) パラシュート降下訓練の本来の実施場所である伊江島補助飛行場の滑走路改修工事計画についての米軍からの説明の有無
- (5) 在日米軍基地周辺における有機フッ素化合物（P F A S）による水質汚染問題
- ア 浄水場の維持管理費を国の補助対象とすること等を求めた玉城沖縄県知事の要請についての木原防衛大臣の見解
- イ 米環境保護局（E P A）が飲料水におけるP F O S及びP F O Aの基準値を4 ng/lと決定したことについての環境省の受止め

渡辺周君（立憲）

- (1) 日米首脳会談
- ア ファクトシートにおける「抑止のための活動」の具体的な想定内容
- イ 従来とは異なる「抑止のための活動」を行う計画の有無
- (2) 防衛・風力発電調整法案
- ア レーダーの配備予定地に既に風力発電設備が所在していた場合の対応
- イ レーダーの配備予定地に所在する風力発電設備への立退き要請の可否
- ウ 既存の風力発電設備がある場所には安全保障上必要であってもレーダーの新設は不可能であるとの認識の可否
- エ 風力発電設備以外の建造物が本法案の対象外である理由
- オ 法律の対象となる建造物の範囲が拡大していく可能性
- カ 本法案第8条に規定されている「財産権の行使との調整を図るため必要な措置」の具体的内容
- キ 工事計画の変更等により民間事業者に損失が生じた場合の対応
- (3) 次期戦闘機の国際共同開発
- ア 我が国が次期戦闘機に求める要求性能
- イ アと英国及びイタリアが求める要求性能との違い
- (4) A Iの軍事的利用に関する我が国の限界・制限についての木原防衛大臣の見解

重徳和彦君（立憲）

- (1) 防衛・風力発電調整法案
- ア 本法案で電波障害防止区域に指定される土地の所有者に対する国籍確認の有無
- イ 風力発電による電波障害が重要土地等調査法の機能阻害行為に該当することの可否
- ウ 電波障害防止区域に指定される土地の所有者についても調査を行う必要性
- エ 本法案で指定される区域は重要土地等調査法で指定される区域より具体的で深刻な安全保障上の懸念がある区域であるとの問題意識を共有する必要性
- (2) 外国資本による土地取得
- ア 宮崎県都城市の森林が中国資本に購入された事案を林野庁が把握した時期及びその事実関係の把握状況
- イ 新たに森林を取得した者に森林法で国籍の申告を義務付ける必要性
- ウ R C E P協定でサービスの貿易及び投資に関する土地取得を留保した理由
- エ 仮に重要土地等調査法で区域指定した離島についてその目的を問わず外国資本による取得を制限

する規制を国内法で設けた場合のGATS協定及びRCEP協定への抵触の有無
オ サービスの貿易及び投資に関わらない土地の取引で外国資本に対する規制を行う国内法を設けた場合のGATS協定への抵触の有無

浅川義治君（維教）

- (1) 昨夜発生した豊後水道を震源とする地震に対する防衛省・自衛隊の初動対応
- (2) 防衛・風力発電調整法案
 - ア 建築基準法上の風力発電設備に対する規制の内容
 - イ 垂直軸型風車の技術開発の現状
 - ウ 本法案の対象となる自衛隊及び在日米軍のレーダーの数
 - エ 風力発電設備の設置者が届出を行わずに設置工事を行った場合における防衛省の対応
 - オ 発電を目的としない風車が設置された場合における本法案適用の可否
 - カ 電波障害防止区域に指定された区域の土地所有者等に対する周知方法
- (3) 風力発電設備の影響を受けないレーダーを開発する考えの有無
- (4) ドローンから自衛隊空母「いずも」を撮影したとされる中国動画投稿サイトへの投稿動画
 - ア 防衛省による動画解析の結果
 - イ 投稿された動画を防衛省内で初めて発見した防衛省の部局の名称
 - ウ 「いずも」を撮影した監視カメラ映像を防衛省が確認した時期
 - エ 監視カメラ映像にドローンは映り込んでいなかったと推測することの妥当性
 - オ 動画解析結果を公表する考えの有無

岩谷良平君（維教）

- (1) 防衛・風力発電調整法案
 - ア 本法案では新たに設置されるレーダーに影響を及ぼす既存の風力発電設備に対応できないがそのことに問題はないとの認識の当否
 - イ 新たに設置されるレーダーに影響を及ぼす既存の風力発電設備の撤去を可能とするための対策を講じる必要性
 - ウ 国防上の重要性が高い本法案の罰則が電波法の罰則と同程度では軽すぎるとの意見に対する防衛省の見解
 - エ 無届で設置された風力発電設備の撤去を可能とする法律等及びレーダーを妨害する目的で設置された風力発電設備以外の建造物等を撤去できる法律等の有無
 - オ エの仕組みを整備する必要性
 - カ 本法案における風力発電設備の設置に係る手続を許可制にする必要性
- (2) 統合作戦司令部と米インド太平洋司令部の連携に当たり森本敏元防衛大臣が示した3つの留意点に対する防衛省の見解
- (3) 指揮統制システム
 - ア 防衛省が開発を進めている中央クラウドと米軍が開発を進めているJADC2の類似点と相違点
 - イ 両システムの接続についての検討の有無
 - ウ 日米による指揮統制システムの共同開発を検討する必要性
- (4) 海上保安庁の巡視艇に中国海警と同等の76mm速射砲を装備することの適法性

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 沖縄県うるま市の陸自訓練場整備計画

- ア 同計画の取止めを公式発表した資料に特定の党派からの要請を特記することを木原防衛大臣が指示した事実の有無
 - イ 本年6月の県議会選挙に向けて熱い論戦が交わされている沖縄県内の政治情勢についての木原防衛大臣の認識の有無
 - ウ アの行動は防衛大臣の立場を政治利用し特定の政党を支援することになるとの木原防衛大臣の認識の有無
 - エ 特定の党派についての記載を削除する必要性
- (2) 国民保護
- ア 安保3文書に住民避難の役割を第一義的に担う自治体職員の増員の必要性が記述されていない理由
 - イ 国民保護の最大の課題は自治体職員の人員及び時間の不足であるのに国民保護を理由として自衛隊の増員を主張することの矛盾についての防衛省の見解
- (3) 防衛・風力発電調整法案
- ア 既存の基地の存在を前提として民間の経済活動を規制する法案を提出することについての木原防衛大臣の認識
 - イ 防衛省だけが風力発電設備の設置を規制する法案を提出することにした理由
 - ウ ゾーニング等の自治体主導の取組の中で自衛隊及び米軍のレーダーに関する問題を解決できる可能性
 - エ ゾーニングによる制約を遵守しない事業者の有無
 - オ 本法案を策定するに当たり米国と行ったやり取りの内容
 - カ 本法案第8条に規定されている「レーダーの機能を補完するための措置」の具体的内容